

# 電子契約 事業者向け説明会

令和7年2月7日（金）

和歌山県 総務部 行政企画課

# 次第

---

1. 電子契約の導入について
2. 電子契約同意書兼メールアドレス確認書について
3. 事務の流れ
4. 本件に関する問い合わせ先

# 電子契約の導入について

和歌山県では、事業者の利便性向上、契約事務の効率化に向けて、**令和7年2月24日**より電子契約を導入します。

※事業者・県双方で電子契約の合意がある場合に、利用が可能となります。

## 導入所属

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、  
監査委員事務局

※教育委員会、警察との契約は対象外となります。

## 対象契約

導入部局と締結する全ての契約が対象となります。ただし、以下の

①～④に該当する契約は対象外となります。

- ① 書面による契約が法令等により規定されているもの。
- ② 契約期間が10年を超えるもの。
- ③ 契約期間の定めがないもの。
- ④ 自動更新規定が設けられているもの。

# 電子契約同意書兼メールアドレス確認書について

(様式1)

年 月 日

契約担当者 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
連絡先(電話)

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

下記案件に係る契約について、県が指定する電子契約システムを利用して契約を締結することに同意します。  
なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 案件名(業務名、工事名等)

2 契約内容の確認者及びメールアドレス

契約事務担当者、最終確認者の順番で、電子契約システムから契約書の内容確認依頼メールが届きます。

【確認者1】

契約事務担当者	役職	氏名	
メールアドレス			

【確認者2】

最終確認者	役職	氏名	
メールアドレス			

【留意事項】

- ・電子契約を希望する場合は、**事業者決定後に、本書をメール等にてWord形式のまま提出してください。**
- ・契約締結後、電子署名が付与された契約書データをダウンロードし、フォルダ等に保存してください。

<建設工事請負契約の場合>

建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。  
なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

① 電磁的措置の種類  
コンピュータ・ネットワーク利用の措置

② 電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式  
電子契約システムを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局システムが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

※担当者及び最終確認者はそれぞれ異なるメールアドレスを指定してください。  
※最終確認者は、契約締結権者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記載してください。  
※署名権限者は、社内規定等により署名する権限を持つ者であれば、必ずしも代表者である必要はありません。  
※押印は不要です。

電子契約を希望する場合、『電子契約同意書兼メールアドレス確認書』を、**契約締結前に、契約担当課へ、契約案件ごと**に提出してください。

## ➤ 本様式での確認事項

- ・ 電子契約を利用して契約を締結すること
- ・ 電子契約利用のための、「契約事務担当者」及び「最終確認者」の情報

## ➤ 記載いただく内容

- ・ 案件名(業務名、工事名等)
- ・ 「契約事務担当者」の役職、氏名、メールアドレス
- ・ 「最終確認者」の役職、氏名、メールアドレス

## ➤ 様式掲載場所

様式は、行政企画課ホームページよりダウンロードいただけます。

URL:<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/0101001/d00218961.html>

# 事務の流れ

## 1. 契約方法の確認

県契約担当課へ電子契約により契約を締結したい旨、ご連絡ください。

## 2. 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出

契約締結前に契約担当課へ提出してください。

## 3. 確認依頼メール

県契約事務担当者が契約書をアップロード後、契約書の確認依頼メールが届きます(契約事務担当者→最終確認者の順)。

## 4. 契約書の確認・承認

送信された契約書の内容を確認し、問題なければ承認してください。

※誤り等があった場合は、担当所属へ連絡をお願いします。

## 5. 契約締結完了メール

県で最終承認後、クラウドサインから契約締結完了メールが届きます。

## 6. 契約書の保存

クラウドサインから送信されたメールに添付されている契約書データ(PDF)を保存してください。

# 本件に関する問い合わせ先

- 機能・操作などに関する質問は、下記をご利用ください。
  - 「クラウドサイン ヘルプセンター」 (<https://help.cloudsign.jp/ja/>)
  - チャットサポート（平日10:00～18:00）
- 電子契約の運用に関する問い合わせは下記へお願いします。
  - 所属：総務部 行政企画局 行政企画課
  - TEL：073-441-2171（平日9:00～17:45）
- 本日の説明会で使用した資料・説明会の録画データについて、後日、行政企画課のホームページに掲載いたします。

積極的なご活用をお願いします。